

岡山県吉備中央町

児童の個性を伸ばすマイクロ ステップ・スタディの導入

- ✓ 高精度教育ビッグデータを活用した個別最適化学習システムを導入
- ✓ スマホ型の専用端末を全児童に配布し自宅での学習も可能にする。

45



マイナンバー

47

マイナンバーと住基ネット

- マイナンバーとプライバシー侵害を考えるうえでは、一連の住基ネットに関する訴訟が参考となる。
- 個人番号は、住民票コードを元に生成される悉皆性のある識別子(法8条2項2号)であるため、技術的に見れば、両者はほぼ同一の識別子であるといえる。
- もともと両者の運用は異なっており、第一に、住民票コードに紐づくのは住民票情報であるのに対し、個人番号に紐づくのは、社会保障、税、防災事務情報である。第二に、住民票コードは非公開で内部処理にのみ用いられるものであるのに対し、個人番号は一定の範囲で流通し民間事業者もこれを手にすることが想定されている。

48

マイナンバーと住基ネット

- 住基ネットについては、2002年8月の稼働以降、自己情報コントロール権の侵害等を理由として、全国各地の裁判所に多数の裁判が提訴された。その大多数において住民が敗訴したが、大阪高判平成18年11月30日は住民の請求を認容し、住基ネットの違憲性を認めた。
- 本判決は、「行政機関において、住民個々人の個人情報が住民票コードを付されて集積され、それがデータマッチングや名寄せされ、住民個々人の多くのプライバシー情報が、本人の予期しない時に予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される危険が相当あるものと認められる」として、原告住民による住民票コードの削除請求を認めたのであった。
- なお、本判決の上告審である最判平成20年3月6日は、原審の結論を否定して、原告住民の請求を棄却したが、その理由について、以下のよう⁴⁹に述べている。

マイナンバーと住基ネット

- 第一に、最高裁は、住基ネットのプライバシー侵害性について、以下の⁵⁰ように判示する。
- A①住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所から成る4情報に、住民票コード及び変更情報を加えたものにすぎないが、これらはいずれも、個人の内面に関わるような秘匿性の高い情報とはいえない。これらの情報は、住基ネットが導入される以前から、住民票の記載事項として、各市町村において管理、利用され、法令に基づき必要に応じて他の行政機関等に提供され、利用されてきたものである。
- A②住民票コードの秘匿性の程度は本人確認情報と異なるものではない。

50

マイナンバーと住基ネット

- A③住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているとの懸念については、罰則や都道府県における審議会の設置などの措置がなされていることから、現実のものではない
- 第二に、最高裁は、原審が指摘する2つの違法の理由のうち、名寄せのリスクについて以下のとおり反論する。「住民が住基カードを用いて行政サービスを受けた場合、行政機関のコンピュータに残った記録を住民票コードで名寄せすることが可能であることなどを根拠として、住基ネットにより、個々の住民の多くのプライバシー情報が住民票コードを付されてデータマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的な危険が生じていると判示する。しかし」

51

マイナンバーと住基ネット

- B①システム上、住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっているというような事情はうかがわれない
- B②データマッチングは本人確認情報の目的外利用に当たり、それ自体が懲戒処分の対象となるほか、データマッチングを行う目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集する行為は刑罰の対象となり、さらに、秘密に属する個人情報を保有する行政機関の職員等が、正当な理由なくこれを他の行政機関等に提供してデータマッチングを可能にするような行為も刑罰をもって禁止されている
- B③本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がいうような具体的な危険が生じているということとはできない。

52

マイナンバーと住基ネット

- 本判決は、個人番号に関するすべての裁判例(地裁8件)において引用されており、上記A①ないし③およびB①ないし③は、今後、公的番号の権利侵害性および憲法適合性を検討するうえで極めて重要な考慮要素になるものと思われる。
- 仮に民間開放すると、A③およびB②はマイナンバーに妥当しないこととなる。

53

医療健康分野での利用

秋田県仙北市

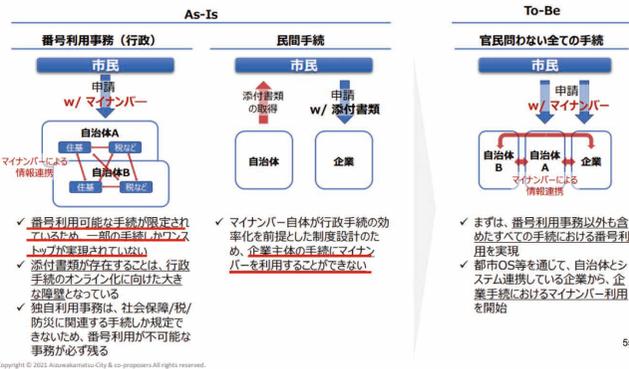


生物学的データの活用

地域全体でのワンストップの実現

会津若松市

② 提案の概要
 匿名性・唯一性をもつマイナンバーをデジタル識別子として地域DXにフル活用することが、市民の利便性向上のみならず、自治体や地域企業の情報収集や本人確認の時間の削減や、より効果的なデジタルサービスの開発につながる。



地域全体でのワンストップの実現

会津若松市

③ 制度・規制改革の提案
 本人のオプトインに基づくマイナンバーの提供・利用を、官民問わず可能とすることで、マイナンバー制度が将来的に目指すところである幅広い行政分野での利活用をスーパーシティで先取りする。規制改革実施におけるリスクを十分に検討した上で、特定個人情報取扱い方針を策定するなどのリスク低減を図る。

規制内容

- 番号法第9条：番号の利用範囲を社会保障、税、防災に関する事務に限定
- 番号法第15条：個人番号の提供を求めることができる条件を規定
- 番号法第19条及び第20条：各号に該当する場合を除き、特定個人情報の提供及び収集を制限する旨を規定

規制改革

- 第19条：『2 但し、本人の明示的かつ事前の同意に基づく提供は、これを否定しない。』の追記
- 第15条：『第19条各号』、『第19条各項目』に変更 / 第20条：『前条各号』、『前条各項目』に変更
- 第9条、第16条、第19条第2項に基づき番号の提供を認けるものは、明示的かつ事前の本人の依頼又は承諾を得た事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。』の追記
- 第2条第11項：『第9条第3項』、『第9条第3項又は第6項』に変更

規制改革の方向性

本人のオプトイン（明示的かつ事前の承諾）に基づくマイナンバーの提供・収集・利用について、
 案1）『番号関係事務』に包含する形で規定
 案2）『番号任意利用事務』等として新規に規定
 するなどで実現する
 ※上記の規制改革案は、案1）を想定して記載

規制改革リスクへの対応方針

【特定個人情報取扱い方針の策定】
 市としての特定個人情報の取扱いに関する方針について、区域会議等の協議を踏まえて必要十分なものを策定（必要に応じて条例等を策定することを視野に入れて検討を実施する）
 ・オプトイン先の限定
 ・オプトインの取得方法のルール化
 ・特定個人情報の保管方法の規定 など

58

茨城県つくば市

先進的行政サービス（つくばトラスト）①②③④共通 共通デジタルID「つくバス」

概要

公的個人認証により本人確認済みのIDで複数のサービスをつなぐ共通デジタルIDプラットフォーム。
つくば市がデジタルID発行の主体となり、その他の連携事業者が OpenIDプロバイダー（ID認証・認可プロバイダー）になるための機能もWEBサービス（WEB-APP）として提供、複数サービスが連携した統合サービスが構築可能。

Point ① 連携事業者でのデジタルID利用
マイナンバーカードをもとに本人確認の仕組みを完了した状態で、住民のデジタルIDを作成

Point ② 複数事業者でのデジタルID利用
このデジタルIDを既存のサービスのアカウント情報やリンク利用するサービスで住民情報を連携

Point ③ 安全なサービス連携
認証・認可のプロセスを通じ、他のサービスに対し、最新の住民情報を提供

Point ④ オプトインによる本人確認
ID連携が必要となる住民情報はオプトインによる本人の同意が取得できてものみ連携

愛知県幸田市

平常時・災害時デュアルモードのデータ連携によるサービス案

行政管理情報（マイナンバー）も含む各分野間のデータ連携により、日常利用するサービスが災害時には有用なサービスとしてデュアルに活躍

平常時のサービス	災害時のサービス
<p>① まちアプリの利用による地域内連携力の強化（データ：防災×医療介護×福祉）</p> <p>(1) 地域情報の配信 自治体や学校、消防、防犯情報、子育て情報等イベント情報配信</p> <p>(2) 地域内のサービス利用予約 市民センター、公民館、健康室診療や店舗の利用予約</p> <p>(3) 地域内ポイントの活用 地域内の企業やイベント優先参加権の獲得可能な「地域ポイント」が、防災訓練・ボランティア参加、アプリ利用等で貯まる</p>	<p>(1) 住居の被害確認 まちアプリによる空室確認</p> <p>(2) 内部からの、物的支援のサポート 避難所での食料・衣類（スウェー）情報の受発信 物資配布に関する通知 自治体等からの情報配信によるデマの流布・抑止</p>
<p>② 幸田町で実践する*スモールコミュニティでの共助支援（データ：防災×医療介護）</p> <p>(1) 地域情報の見守り活用 緊急時（水害・地震・長期未開閉など）に家族やコミュニティ内へアラーム通知</p> <p>(2) 防災訓練での活用 コミュニティ単位での防災訓練時に空室確認や要避難補助者情報を活用</p>	<p>(1) 迅速な相互支援の実現 要避難補助者の位置情報や空室確認未入力情報をコミュニティで共有 コミュニティ間の情報伝達機能による共助サポート</p>
<p>③ 住民の健康増進・維持のサポート ※非常時は避難者を言む（データ：防災×医療介護×福祉）</p> <p>(1) 健康増進のための運動プログラムコメント 自治体や事業者間の健康増進プログラムに共通プログラムをコメント</p> <p>(2) 災害へ備えた要援助者情報の整備 災害へ備えた要援助者情報、必要な医療サポート情報の投入及び管理</p>	<p>(1) 避難生活での健康維持・管理サポート ※周辺からの避難者情報も追加、物資支援も連携</p> <p>(2) 住居の自力復旧率の向上 平常時での健康増進・維持による自力避難率の向上を図る</p>
<p>④ 社会インフラや交通情報のデジタルツイン利用による「まち機能」の強靱化（データ：防災×エネルギー×通信×交通）</p> <p>(1) 社会インフラ情報や交通情報等の共有化 自治体や事業者間のインフラ設備や電力、車庫等で設備の共有 要援助者のデジタルツイン化により、自動運転車の最適運行に活用</p>	<p>(1) リアルタイムデータ反映による社会インフラの早期復旧サポート IoTによる設備運用による設備データやリアルタイムの状況がリアルタイムに反映 平常時デジタルツインとの比較分析などでの復旧プラン策定支援</p>

* 幸田町では、現在「隣近所5軒の助け合い」を実践中、今回のフィールド内では、デジタル活用で15世帯程度までの広域を想定。

位置情報

59

位置情報とプライバシー

- 位置情報は、単なる緯度経度情報のみではなく、わずかな時間の継続的観察で、自宅住所や学校・勤務先などが把握できる情報である。
- 教会、政党事務所、病院に通っていることが分かれば、信条や病気などの機微な情報を推認させることにもなる。
- 他方で、多くのスマホアプリによって取得されている実情がある。
- 同意がある場合、必要性が高い場合、には取得は適法化されると思われる。

60

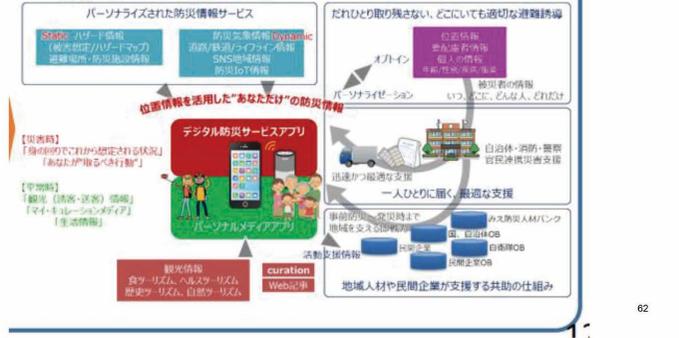


或観光プロモーションと広域防災を実現

Service

2 防災情報サービス「マイ・ハザード」

- ・ 個人の避難行動支援になる、だれひとり取り残さない、デジタルハザードマップ
- ・ 事前にオプトインした個人データ、位置情報をフル活用した、“あなただけ”のデジタル防災サービス



愛知県・常滑市

③スマートモビリティサービス

<フェーズⅠ・Ⅱで実現したいサービス>
 陸海空すべての移動情報や空間情報（道路、駐車場、歩道等）、イベント等の開催情報などのデータ連携シフト、移動サービスや移動・物流のピークシフトなどを実現。

- ・自動運転車、シェアリングパーソナルモビリティ、電動車いす等で全ての人に快適な島内移動を提供
- ・国内外から空港島へ来訪する人に最適な到着をナビゲート
- ・AIによる交通解析、ダイナミックプライシングによるイベントピーク時の渋滞解消
- ・モビリティ利用と移動先の施設や飲食店等の利用を合わせた検索・予約・決済を一括するMaaSサービス
- ・行き先に応じてポイント付与するダイナミックプライシングによる混雑状況に応じた観光客の分散
- ・目的地や位置情報、道路混雑状況に応じ、音声コンテンツや周辺施設広告、サービス情報を配信
- ・自動運転車、パーソナルモビリティ、歩行者が共存する賑わい空間を創出

早期実装が可能と考える主なサービス

- ・ 空港を軸に、飛行機、電車、車、バス、船、道路、駐車場等のモビリティに関する様々な情報を収集・分析し、サイネー観光情報や混雑情報、最適なルート情報等を提供することで、目的地への移動の最適化を実現する。周辺施設や飲食や共通ポイントによるインセンティブを付与することで、観光客の分散による密の回避や、まちなか観光への誘導を図る（モビリティデータや人流センシング情報のモニタリング・AI分析により、新たな道路空間の活用（歩車混在）など、未来を拓いていく。

- ・ 位置情報に応じてコンテンツや広告の出し分け
- ・ 位置情報取得の手法・手続き等については説明がない

63

和歌山県・すさみ町

南海トラフ地震等に備えた最先端技術による災害対策バージョンアップ

情報収集

スマホアプリや各種モビリティ、街頭カメラ、AIドローン等から被害情報や避難者の位置・属性情報を収集・分析

救助活動

位置情報データ等から
逃げ遅れた要救助者を特定
 へり等での救助活動につなげる

<避難所>

- ・ 顔認証カメラが避難者情報を確認し、避難所台帳を自動作成。
- ・ 物資の最適供給を実現
- ・ バイタル常時計測で体調確認し避難生活の健康管理に活用

香川県高松市

きな学びや体験を選べる
 かしい未来が待っている

移動

乗り降りごと
100円
割引

子どもの成長
・見守り

デジタル
キャリア
パスポート

親の送り迎えがなくても、「コンシェルジュforモビリティ」で移動がらくらく。乗車料金がぐんと少なくなる。

GPSと顔認証があれば位置情報と体験中の状況が随時確認できる。安全の確保と子どもの成長、どちらも見守れる。

キャリアパスポートのデジタル化。子どもの将来につながる記録は、家庭、学校などで共有し、街全体で次世代を育む。

データ連携基盤

パーソナルデータ
個人

地域活動情報・施設情報・道路占有許可情報
自治体

65

Nシステム事件①

◆ Nシステム事件(東京地判平成13年2月6日)・初期のもの

【違法性の判断基準】

- ① 取得、保有、利用される情報が個人の思想、信条、品行等に関わるかなどの**情報の性質**、
- ② 情報を取得、保有、利用する**目的**が正当なものであるか、
- ③ 情報の取得、保有、利用の**方法**が正当なものであるかなどを**総合して判断**すべき

【あてはめ】

<①情報の性質>

「特定のナンバーの車両がNシステム端末の設置された公道上の特定の地点を一定方向に向けて通過したとの情報にとどまるものであり」車両走行時にナンバープレートを取り付け義務があることも考慮すれば、特に秘匿性が高いものではない。

66

Nシステム事件②

<①情報の性質>(続き)

「しかし、他方、このような車両を用いた移動に関する情報が大量かつ緊密に集積されると、車両の運転者である個人の行動等を一定程度推認する手がかりとなり得ることは否定できない。また、仮に、Nシステムの端末が道路上の至る所に張りめぐらされ、そこから得られる大量の情報が集積、保存されるような事態が生じれば、運転者の行動や私生活の内容を相当程度詳細に推測し得る情報となり、原告らの主張するような国民の行動に対する監視の問題すら生じ得るという点で、Nシステムによって得られる情報が、目的や方法の如何を一切問わず収集の許される情報とはいえないことも明らかである」

<②目的>

(a)自動車犯罪における逃走車両の捕捉と犯人の検挙、(b)盗難車両の捕捉と犯人の検挙が目的であるから、正当

67

Nシステム事件③

<③方法>

□ 取得・保有:

ナンバープレート情報が一定期間は保存されるがその後は消去され、長期間にわたって大量に集積される仕組みになっていないとし、また、Nシステム端末は全国の500か所以上に分散して設置されているが、これらが②の目的を逸脱して、国民の私生活上の行動に対する監視が問題となる態様に緊密に張りめぐらされているような事実は認められないとした。

□ 利用:

ナンバープレート情報が(b)の目的を逸脱して、国民の私生活上の行動を把握するためなどに利用されているとは認められない。



以上の総合判断により、プライバシー侵害を否定

68

位置情報とプライバシーまとめ

- Nシステムの裁判例は参考になる。①情報の性質、②取得の目的、③取得の方法の総合判断。
- ①情報の性質がプライバシー性の高いものであることは前記のとおり。
- ②取得の目的については、災害対策は大きく適法化に振れる。子供の見守りもそれなりに必要性が高い。広告の出し分け等は微妙。
- ③取得の方法については、②取得の目的との総合判断で、
 - 広告等については、明確な同意が必要であろう。
 - 災害対策や見守りは、同意がなくても許容される場合があるが、たとえばアプリのGPSデータで同じ目的が達成しえるところ、顔認識カメラで移動を追跡するようなことは、方法として相当性を欠くとされる可能性があるのではないかと。

69

プライバシーへの配慮を示すもの

70

静岡県浜松市

個人情報の取り扱い/推進体制

民間事業者が保有する個人情報

- サービスを提供する民間事業者は個人情報保護法を遵守します
- 本人が同意した個人情報のみを使用します（オプトイン型）

浜松市が保有する個人情報

- 浜松市が保有する個人情報は、浜松市個人情報保護条例に従い、取り扱います
- 原則として個人情報は提供しません

推進体制

浜松市が設立した「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」を中核に、官民共創でデジタル・スマートシティを推進し、「地域課題の解決」と「イノベーションや新たなビジネスを創出」するエコシステム（好循環）を形成します。



71

データ連携基盤整備事業の概要
(主要な事業者の候補、安全管理に係る基準への適合、個人情報の適切な取扱い)

愛知県+常滑市

◆主要な事業者の候補 (スーパーシティ実現に必要な技術を提供する意欲がある者) (50音順)

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	大和リース㈱	名古屋大学 (河口優夫研究室)	西日本電信電話㈱	岡日立製作所
富士通Japan㈱	前田建設工業㈱	リベラ㈱		

【8事業者】

◆安全管理に係る基準への適合 (法第28条の2第1項)

- データ連携基盤整備運営事業者には、関係法令等に準拠、適合したセキュリティ管理に係る規則、体制を確保しており、インシデント対応等が可能であるなど、法第28条の2第1項に規定するデータの安全管理に係る基準への適合に関する事項を満たす者を選定する。
- スーパーシティ推進協議会(仮)に置く外部監視委員会によりセキュリティ監視やチェックを行う。

- 経営者の関与を含む責任体制等の確立
- サイバーセキュリティ確保に関する運用規定等の策定
- サイバーセキュリティに係る要因の確保
- POCSAサイクルの確立
- インシデント対応
- 事業継続計画の策定
- リスクの分析と対策
- 脆弱性に対する継続的な対策
- サイバー攻撃等の検知及び監視

◆個人情報の適切な取扱い

データ連携基盤整備運営事業者及びデータ連携基盤を活用した先端のサービスを実施する者に対して、個人情報の適切な取扱いの確保のために以下の取組を求める。

- 個人情報等の取扱い/プライバシー保護に関するルールを策定し公表する(個人情報、個人関連情報等の取扱いに係る本人同意の取得等)。
- 先端的サービスの構築にあたっては、関係事業者の協力の下、プライバシー影響評価(PIA)の実施を必須とする。
- 先端的サービスの構築にあたっては、住民等に対する、個人情報・個人関連情報等の取扱いに関する説明を必須とする。
- 関係事業者・職員等の研修の実施を必須とする。
- 認証・ID管理に係るデータの暗号化。 など

72

3

会津若松市



スーパーシティ型国家戦略特別区域の
指定に関する再提案内容

オプトインによる共助型分散社会の実現

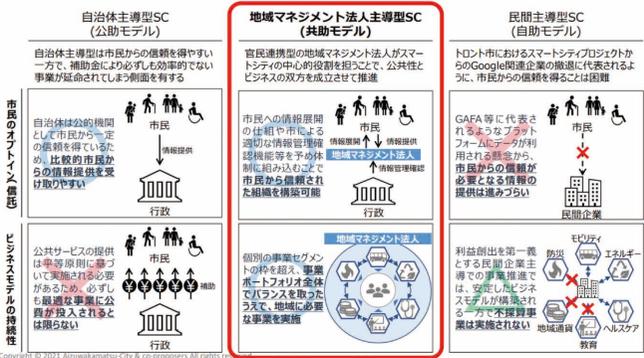
福島県会津若松市
2021/10/15

73

会津若松市 地域主導型のスーパーシティ推進

会津若松市

地域全体のデジタル化プロジェクトであるスーパーシティ推進のためには、自治体主導型でも民間主導型でもなく、公共性とビジネス継続性の双方のバランスを取ることが可能な、地域マネジメント法人主導型が最適であると考えており、本市には既に(一社)スーパーシティAICTコンソーシアムが設立されているところ。



会津若松市

Ⅲ 都市OSを活用した複数分野・地域間でのデータ連携

行政手続関連のみならず、地域における市民生活全般におけるすべてのデジタルサービスにおいて、市民が基本情報（住所、氏名など）の入力や本人確認などを一回で終わらせる『ワンストップ』と、オプトインに基づきさまざまな自身のデータの管理・流通を実現させる『コネクテッド・ワンストップ』を実現させることを志向して、都市OSの開発・運用を行っている。

市民が安心して自身のデータをオプトイン（信託）するために、データを分散管理しつつ、単一のアカウント情報から個人に紐づくデータを取得することが可能な仕組みを実現する。

75 24

会津若松市 ユーザを意識したデータ連携基盤の設計とオプトイン管理の構築 会津若松市

デジタル手続法の基本原則である(1)デジタルファースト、(2)ワンストップ、(3)コネクテッド・ワンストップを実現するため、都市OSをハブとしてデータを分散管理し、単一のアカウント情報から個人に紐づくデータを取得することが可能な仕組みを実現する。一方で、GDPRや個人情報保護法等、パーソナルデータの主権を個人に戻す流れを念頭に、オプトイン型のデータ取得・利用の原則を堅持し、ユーザ自身がパーソナルデータの提供可否を選択出来る仕組みを実現する。

オプトイン管理

サービス利用開始時
サービス利用者の明示的同意を得てデータ提供とサービス利用開始

サービス利用中
サービス利用中でのデータ利用状況を随時でき、いつでもデータ提供とサービス利用停止可能

【サービス利用開始時】
『健康アドバイス』を目的として、『決済データと医療データ』を提供してよいですか？
はい いいえ

【サービス利用中】
『決済データと医療データ』を提供してよいですか？
はい いいえ

データ管理

個人に紐づく情報をすべてコピーして都市OSで保管はせず、都市OSは個人データの複製と所在のみを管理しデータは保持しない（分散管理方式）

集中管理方式（非採用）
都市OSですべてのデータを管理
都市OSの容量を圧迫し、セキュリティリスクも高い

分散管理方式（採用）
都市OSはデータの所在地のみを管理し、データの連携の目的のみにデータを連携させる

個人に紐づく情報をすべてコピーして都市OSで保管はせず、都市OSは個人データの複製と所在のみを管理しデータは保持しない（分散管理方式）

集中管理方式（非採用）
都市OSですべてのデータを管理
都市OSの容量を圧迫し、セキュリティリスクも高い

分散管理方式（採用）
都市OSはデータの所在地のみを管理し、データの連携の目的のみにデータを連携させる

Copyright © 2021 Aizuwakamatsu City & co-proposers All rights reserved. 26

大阪府河内長野市

河内長野市スーパーシティ全体像【河内長野ID（生体認証統合基盤）】

生体情報の特性を理解し、活用する生体を選定することが重要
キャッシュレスに求められるレベルの本人確認として最も有効な「静脈生体認証」を採用

	静脈	顔	指紋	虹彩
原理方法	静脈のパターン	顔の輪郭、目や鼻の形、および配置	指紋の特徴点	目の虹彩（アイリス）の放射線の模様
安全性 <small>なりやすさ/誤検</small>	高	低	中	高
精度	高	低	中	高
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 高い精度で認証が可能 偽造、改竄が極めて困難 登録に抵抗を感じない 人権関係なく認証可能 	<ul style="list-style-type: none"> 完全に非接触・認証精度が高い 登録に抵抗を感じる（フラッシュ） 人権によって認証率が下がる 	<ul style="list-style-type: none"> 乾燥、手荒れ、水分層に弱い 登録に抵抗を感じる（偽造） 	<ul style="list-style-type: none"> 精度が高く、偽造改竄が困難 装置が高価

複製の難しさ

特別な技術が必要

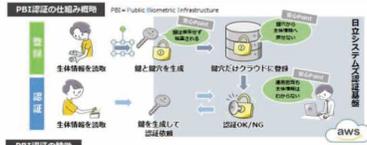
既知の技術が必要

特別な技術が必要としない

（参考）顔認証の欧米での状況
 ・【EU】監視社会への懸念
 ・公共空間での顔認証などを禁じるAI規制案を公表(21/4月)
 ・【米国】BLMや顔認証連綿など人種問題やプライバシー侵害への懸念
 ・全米約20都市と7つの州で顔認証が禁止(21/5月時点)
 ・IBM、マイクロソフト、アマゾン：顔認識事業から撤退、販売停止
 ・MIT調査：肌が黒い女性の35%の性別を顔認識(2018年)で誤認識率が高かった
 ・顔認証AIによって犯罪防止効果は限定的と報告(20/4月)

Human = IT 12

【生体認証統合基盤の安全性】
 認証した生体を直接クラウドに登録せず、鍵と鍵穴を生成し、鍵穴のみをクラウドに登録。静脈を認証することにより鍵を生成し、クラウドに登録された鍵に合う鍵穴と接合させることにより認証が成立する。



PB1認証の特徴
 ① 生体情報への還元不可 ② デバイスに情報が残らない ③ 様々な生体情報に対応
 万一鍵穴が漏えいしても生息を生成できないことから生体情報に戻せない専用不可
 可能な技術



個人情報の適切な取扱いの確保のための具体的な取組 Ⅱの「個人情報の適正な取扱い」 宮崎県延岡市

スーパシティにおける個人情報の取扱いについて、延岡市では以下の対策を行う。

No.	取組	概要	備考
1	個人情報の管理主体	延岡市はスーパシティにおけるデータ連携基盤を通じて流通する個人情報について、自ら責任を負う管理主体として、提供される情報の機密性、完全性、可用性を担保し、プライバシーを尊重し守ることができる基盤を構築、住民が安心してデータを提供でき、また、サービスを提供する事業者も安心してデータ取得できるように事業者と連携しながら運営する。	
2	個人情報として対象とするデータ	個人情報保護法により定義される個人情報よりも広く、位置データ、アクセスログ等のようなオンライン識別子を参照することによって個人を識別することができる可能性が有る情報も含めて管理する。	
3	個人情報、個人関連情報の取扱いに関するルールの策定、公表	スーパシティで扱うデータはその範囲が広いことから、改めて、現状の延岡市個人情報保護条例（平成29年12月19日条例第39号）との関係性を精査し、必要に応じて見直しを検討する。検討は認定を受けてから速やかに着手し、市民の意見を聴いた上で令和3年度中に結論を出し、必要な対応を行う。	データ連携基盤を前提としたセキュリティ、プライバシー保護等
4	住民からの問い合わせ対応	個人や事業者からの問合せ、開示請求、相談等を受け付けるための住民窓口を設け、対応プロセスを定める。いつ、どのサービスが、誰の、どの情報にアクセスしたかをデータ連携基盤にログとして記録し、最低10年間保管する。また、各サービスで保有する個人の情報については、住民からの要求による削除、訂正等ができるようにする。	
5	同意の取得	個人情報の収集、利用は原則オプトインとする。データ利用については本人の有効な同意があったものに限定する。同意の取得はデータ提供者、またはデータ連携基盤上で取得することを可能とし、新たなサービスが追加された際においても、サービス単位でアクセス権を規定できるようにする。	
6	非常時の同意なしでの第三者提供の検討	法令に基づき場合、生命、身体、財産保護、公衆衛生向上といった場合には、例外的に同意なく第三者提供を行うことが可能である。本人の権利利益の侵害と必要性のバランスを考え、非常時に防災等の機能を提供する必要があるときは、本人の同意なく、限られた利用者には緊急で利用可能にすることを検討する。	



特徴的な提案

著作権法35条1項

北海道更別村

課題⑦村民に村の情報を提供し交流機会を創出

⑦ビレッジ・オペレーション・センター及びセンタープレイスの整備

村民に提供するサービスはすべてインターネットを通して村民に情報提供を行う更別村のビレッジ・オペレーション・センター（VOC）を開設します。VOCにセンタープレイス（図書館、カフェ、小ホール等）を併設し、村民が集まり、村の情報を手に入れ意見交換を行う場所とします。センタープレイスでは、ソーシャルメディア、タブレット・PCでオンラインで提供する遠隔サービスや村民や第2住民が有するハイブリッド美術展、VRを利用した教育等を提供します。

規制改革提案

センタープレイス整備にかかる整備費の提案（都市計画法第29条及び農業振興地域の整備に関する法律第13条之四）、著作権法第35条1項



多様な連携データ及び分野：住民情報、気象情報（DWS）、位置情報・センサー情報、ドローン情報、移動、物流、交通、行政、健康、介護、職業、教育、防災・環境、防犯、防災、農業

- ・ビレッジ・オペレーション・センター（VOC）を開設
- ・VOCにセンタープレイス（図書館・カフェ・小ホール等）を併設
- ・村民や第2住民が有するハイブリッド美術展、VRを利用した教育等を提供

著作権の提案は他に沖縄県石垣市のみ。
「コンテンツ特区」映像、音楽などアーカイブを活用した自由な二次創作」

先進的行政サービス（つくばトラスト④） 『行政ビッグデータで住民主体のまちづくりを』

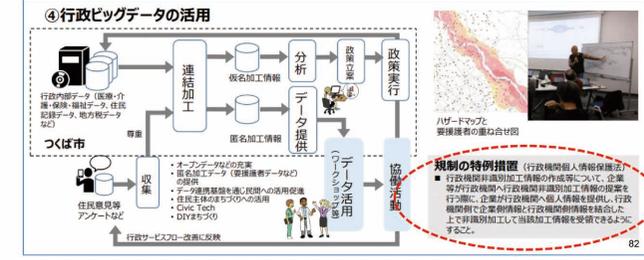
茨城県つくば市

つくば市が抱える問題

- 地域の公約サービスと協働して、住民が主体的に地域課題の解決に参加できない状況
- 住民は、市役所内部の大量のデータ（災害時に支援が必要な人のデータなど）へアクセス不可
- 課題の分野・地域またが複雑化・複雑化した課題に対し、市役所側の受け止めが不十分

目指す未来と取組内容

- 豊富な「行政ビッグデータ」の市内共有・外部提供と、その分析により、地域課題を可視化
- 本人同意のない状況下での住民意見を収集する手段を開発し、住民意見を分析し、制度の期間問題やデータ分析のバイアス等を検証し、より確かなEBPMを推進
- 住民・行政が一体となった「Hack My Tsukuba（データを活用したアイデアソン）」等のワークショップを実施し、住民が主体的に活動する「地域共生社会（YSDGs）」を実現



【スーパーシティ構想の概要】

石川県加賀市

半世紀で人口が半減するとされる「消滅可能性都市」加賀市は、合併を繰り返した結果、中心市街地を持たない多極分散型都市構造となり、各地区が魅力的な個性を持つ一方、市民サービスの品質維持（行政手続き、移動、市民の健康管理等）が困難となっている。加えて、観光客もコロナ禍の影響で激減し、市内産業は疲弊している。

これまでは、本市は、「**市民生活の質の向上**」と「**来訪者の満足度向上**」、「**稼ぐ力の向上**」を目指し、将来における産業人材の育成と先端技術の導入を核とした「スマートシティ加賀構想」/加賀市官民データ活用推進計画2019（R元年度）」、それに依拠した「スマートシティ加賀推進計画（R2年度）」を策定し、人口減少により端を発した様々な地域課題の解決に取り組んでいる。

本提案では、2024年に新幹線駅の開業を予定している加賀温泉駅周辺地区を中核とし、デジタル・先端技術を活用し、各地区をネットワーク化、それぞれの個性を活かすつつ市内の都市構造を再設計すると共に（**アジャイル型まちづくり**）、「**e-加賀市民制度**」を導入し、**100万人の「e-加賀市民」を擁する新たな観光都市加賀を目指す**。更に、スーパーシティ推進を契機に、新たな先端サービスの導入を図り、新産業の集積を目指す。もって、**本市は、いち早くDXを実現し、消滅可能性都市896の市区町村を代表して、ニューノーマル時代の新たな地方創生モデルを表現する。**

e-加賀市民制度（加賀版 e-Residency）とは

デジタル個人認証技術でマイナンバーカードや国民IDと紐づけた、法令上の市民とは異なる電子上の市民「e-加賀市民」に、様々な分野で市民に準じた行政サービスを受けられる仕組みや、加賀市に来るための動機づけを行うなどの、サービスや支援の仕組みを構築する。これにより、「e-加賀市民」として国内外の高度人材が本市を訪れ、湯治やワーケーション等の長期滞在を通して、日常的に加賀市に触れる機会を創り、将来的な移住増加や産業集積を図る。

情報銀行を核とした 先進的医療サービスの実現

【目指す姿】

高齢化する市民や滞在する「e-加賀市民」が健康の不安なく暮らすことができるよう、電子カルテ情報や健康情報、受診データ、介護データ等、個人に帰属するデータを適切に管理し、活用する「情報銀行」を導入する。また、加賀温泉駅に位置する市医療センターと各地区の医療機関等が繋がることで、市民の健康を見守り「100歳まで元気に暮らせるまち」を目指す。

情報銀行の利用

【提供サービス】

①情報銀行と電子カルテと連携し、個人の医療情報を蓄積し、いつでも、どこでも閲覧可能にする病院と“つながる”アプリを導入し、市民・「e-加賀市民」の健康意欲を高め、フレイル予防やロコモ対策など、健康維持・未病改善につなげる。



参考資料（データ連携について）

官民連携による情報銀行を活用した、地域振興プラットフォームの構築を想定している。

地域通貨（決済＋市民ポイント）サービスと情報銀行機能を併せ持つことによって、養父市を中心に若者からお年寄りまですべての市民と周辺地域の巻き込み・連携も含め、多様な人と人とのつながりを構築することが可能になります。



情報銀行の利用

段階的なベース・レジストリ強化手順

手順	1	2	3	4	5
デジタルマップ (連携基盤内)	デジタルマップとなる基盤図を定める 地理院地図、地図会社製品など		施設の位置を、基盤図に座標データで紐付け	座標データに、デジタル化された属性情報やPDFを紐付け	● 施設の改修・新築に併せ、電子納品を活用し、PDFからデジタル化に切り替え ● 許認可等も電子申請に
ベース・レジストリ (台帳類)		デジタル化 PDF化		デジタル化 PDF化	デジタル化 PDF化 電子納品
住民サービス				インターネットで情報の閲覧が可能	電子申請・電子納品が可能

コストをかけず、ハレーションを起こさない
段階的なデジタルマップの構築